

第3条中「4」を「5」に改める。

第4条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

(旧)	(新)
<p>(退会に伴う会費等)</p> <p>第4条 会則第6条第2項の定めるところにより、退会者は既に納入した会費等の返還を請求することは出来ない。</p>	<p>(退会に伴う会費等)</p> <p>第4条 当該会計年度の途中において退会するときは、未納会費を納入しなければならない。</p> <p>2 会則第6条第2項の定めるところにより、退会者は既に納入した会費等の返還を請求することは出来ない。</p>